

令和 8 年度千曲市地方公営企業会計支援業務及び
消費税申告支援業務委託仕様書

令和 8 年 1 0 月

千曲市 建設部 上下水道課

目 次

1	目的	・・・・・・・・ P	1
2	業務場所		
3	業務の履行期間		
4	業務の目的及び概要		
5	業務内容		
6	業務の実施体制	・・・・・・・・ P	2
7	業務の実施方法		
8	成果物	・・・・・・・・ P	3
9	広域化への対応		
10	その他		

令和 8 年度地方公営企業会計支援業務及び消費税申告支援業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は、千曲市（以下「委託者」という。）が委託する地方公営企業会計支援業務及び消費税申告支援業務（以下「委託業務」という。）について必要な事項を定める。

2 業務場所

千曲市役所

3 業務の履行期間

- (1) 令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までとする。
- (2) 現在、委託者において検討している上田・長野地域における水道事業の広域化の動向に応じ、業務の内容や実施方法等について変更の必要が生じた場合には、委託者からの指示により、適切に対応するものとする。

4 業務の目的及び概要

本業務は、地方公営企業会計制度に基づく決算及び予算の作成並びに消費税及び地方消費税の計算・申告業務について、専門的知見を有する者による支援を行い、適正かつ効率的な会計処理及び税務処理の確保を目的とするものである。

地方公営企業会計は、民間企業会計に準拠した処理が求められる一方、地方公営企業法、地方自治法等の関係法令を踏まえた判断が必要であり、高度な専門性を要する。

また、消費税及び地方消費税の申告業務については、税区分の判定、課税売上割合の算定、特定収入の判定や使途の特定、税制改正への対応など、専門的な税務知識と地方公営企業特有の実務経験が不可欠である。

本業務委託により、決算・予算及び消費税申告業務を適正に実施するとともに、税務署の調査等においても不備のない体制を構築することを目的とする。

5 業務内容

(1) 会計関係支援業務

- ① 地方公営企業会計制度に関する助言及び指導
- ② 決算書作成に係る支援（仕訳処理、財務諸表作成に関する助言等）
- ③ 予算書作成に係る支援（予算編成、積算方法等に関する助言）
- ④ 議会、住民等からの会計に関する質疑への助言及び提案
- ⑤ 公営企業会計に関する相談業務（回数無制限）

(2) 消費税関係支援業務

- ①消費税確定申告書作成に必要となる資料リストの作成
- ②消費税及び地方消費税額の計算内容確認及び適正性の検証及び助言
伝票等（紙媒体、一部は CSV ファイル等の電子媒体）から、消費税法上の課税区分の判定を行うこと。その他上記項目において、確認事項や誤りがあった場合には、その事項を取りまとめ、報告書を提出すること。
- ③消費税及び地方消費税申告書（付表を含む）及び納付書の作成
- ④消費税及び地方消費税の申告代理
- ⑤消費税申告に使用する Excel 計算シートの内容確認及び修正
- ⑥消費税及び地方消費税に関する税務相談（回数無制限）
- ⑦税務署からの照会及び税務調査対応に関する助言及び指導
- ⑧消費税計算における、補助金等の特定収入の算出支援及び特定収入に係る課税仕入等の税額の計算書他、特定収入に係る税額の調整計算をする場合の各様式の作成
下水道事業にあつては公共下水道事業及び農業集落排水事業の各セグメント別の額を算出すること。また、特定収入の用途の特定について、判定基準を整理し、財源整理表の作成及び提案を行うこと。
- ⑨消費税申告額に合わせた予算執行額及び振替仕分けの提示
予算執行額及び振替仕訳については各セグメント別に算出すること。
- ⑩その他申告書完成に通常必要となる一連の作業
- ⑪予算編成に係る消費税概算額（当年度見込額、次年度予定額）の算定

6 業務の実施体制

- （１）受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務責任者を１名選任すること。
- （２）業務責任者は、受託者と直接的な雇用関係にある者で、公認会計士又は税理士の資格を有し、地方公営企業会計及び消費税申告業務に精通している者とする。
- （３）業務の継続性及び安定的な遂行を確保するため、受託者は複数名の税理士が在籍し、相互に補完可能な体制を有すること。

7 業務の実施方法

- （１）業務に関する質問及び回答は、会議方式（オンラインを含む）のほか、電話、電子メール等により随時行うものとする。
- （２）予算編成時及び決算時等、必要に応じて受託者は訪問し、対面による支援を行うものとする。
- （３）具体的な面談回数及び日程については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- （４）特定収入の用途の特定について、財源整理表を作成し、委託者が採用する従前の方法に限らず、整理して提案を行うこと。

8 成果物

(1) 会計関係支援業務

- ①会計相談質疑回答議事録（根拠資料も添付すること）
- ②決算書確認修正指摘事項報告書（改善提案を含む）
- ③予算書確認修正指摘事項報告書（改善提案を含む）

(2) 消費税関係支援業務

- ①消費税計算結果
- ②消費税確定申告書
- ③納付書
- ④消費税確認修正指摘事項報告書（改善提案を含む）
- ⑤特定収入の使途整理表（現状分析と改善提案の2種）
- ⑥税務相談質疑回答議事録（根拠資料も添付すること）

9 広域化への対応

現在、委託者において検討している上田・長野地域における水道事業の広域化の動向に応じ、業務の内容や実施方法等について変更の必要が生じた場合には、委託者からの指示により、適切に対応するものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。